

年税第 39 号
令和元年 9 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 小玉 弘之

日本医師会ポスター「消費税 10%で医療費に起こること」について

今般、本会より、別添の通り、本会作成のポスター「消費税 10%で医療費に起こること」を、日医ニュース 11 月 5 日号に折込みで、会員の先生方に送付いたします。

上記ポスターを、会員の先生方の診療所や病院等の待合室に掲示をいただく等、活用をお願いいたしたく、その旨ご承知置きくださいますようお願い申し上げます。

なお、上記ポスターは、本会ホームページの「税制関連資料」(<http://www.med.or.jp/doctor/zei/zeikanren/001192.html>) コーナーにも掲載しておりますので、適宜ダウンロード・プリントアウトの上、ご活用いただくことも可能です。

[添付資料]

- 日本医師会ポスター「消費税10%で医療費に起こること」



消費税 10%で 医療費に 起こること

医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、
病院・診療所が診療を行うための薬や材料などの仕入れにかかる消費税は、
みなさまも一部を負担する仕組みになっています。
令和元年10月から消費税率が10%になったことに伴い、
初診料・再診料などが引き上げとなりました。